

<こちらは第2種の開催案内です>

2026年

業務用冷凍空調機器

## 第二種冷媒フロン類取扱技術者講習 開催案内

(第二種冷媒フロン類取扱技術者認定のための講習会)  
(第1798回甲府)

冷凍空調業界団体では、不活性フルオロカーボン冷媒とする業務用冷凍空調機器の使用時漏えいを削減するため、「冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい防止ガイドライン (JRA GL-14)」、「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程 (現「冷媒フロン類取扱技術者制度規程）」、「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン (JRC GL-01)」を制定し、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの漏えい防止に取り組んでいます。

冷媒フロン類取扱技術者制度は、上記ガイドライン (JRC GL-01) に従い、使用中の機器の漏えい点検を行い、早期に「漏えい」を発見・処置することで、フロンの漏えいを最小限に抑え、地球温暖化防止を図ることを目的として制定され、使用中の業務用冷凍空調機器所有者との事前打ち合わせから、実際の漏えい点検作業、点検結果の記録、報告までを適切かつ確実に実施する技術者を養成することを目的として、業界を上げて推進するものです。

現在、社会的な要請として、行政からも漏えい防止の管理、冷媒フロンの取り扱いには、より高度な技術的知見を有することが求められており、(一財)日本冷媒・環境保全機構 (略称: JRECO) が認定する『**第二種冷媒フロン類取扱技術者**』資格は、冷媒フロンの「予防保全」「漏えい点検」「回収」「充填」に関する「基礎的な知見」が備わった技術者として、業界団体が認定する民間資格となります。

日頃の業務において、業務用冷凍空調機器の点検や保守サービスに携わっている技術者の方は当該資格を取得下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、資格を取得するには、上記規程に定められた講習を受講し、修了考査に合格する必要があります。

本技術者制度では、「漏えい点検」「充填」については、第二種冷媒フロン類取扱技術者の適用範囲を「空調機器については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力25kW以下の機器、冷凍冷蔵機器については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力15kW以下の機器」と規定しています。

### 1. 日時・場所

番号	開催地	日時	会場名	定員
第1798回	甲府	2026年7月4日(土)	山梨県立中小企業人材開発センター	40名
		午前9時30分～午後4時45分	山梨県甲府市大津町2130-2	

※定員になり次第締め切ります。

### 2. 受講資格 <有資格者と無資格者の場合の2通りがあります。> (詳細は、募集要綱をご確認ください。)

#### 有資格者の場合

(第二種でいう「有資格者」とは、下記2)の①～⑨の資格の1つ以上を保有している人をいいます。)

業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験(※1)を1年以上有し、下記資格の一つ以上を保有していること。ただし、⑨のウ. に該当する者は、保守サービスの実務経験は不要とする。さらに、募集要綱の【8. 別表 職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設】において技能照査に合格かつ職業訓練を修了し、訓練時間1,400時間以上の者は不要とする。

- ①冷媒回収推進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者 (※2)
- ②フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- ③高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械) 一種・二種・三種
- ④冷凍空調和機器施工技能士 一級・二級
- ⑤冷凍空調技士 一種・二種
- ⑥冷凍空調工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
- ⑦技術士 (機械部門・衛生工学部門)
- ⑧自動車電気装置整備士 (ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

⑨その他上記③から⑥の資格者と同等以上の知見を有する者として定められた者

(下記のアからオ)

- ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)
- イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
- ウ. 高圧ガス製造保安責任者(甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学)でかつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
- エ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械一種・二種・三種)試験合格者
- オ. 冷凍空調技士(一種・二種)試験合格者

### 無資格者の場合

- 1) 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験(※1)を3年以上有すること。
- 2) 募集要綱の【8. 別表 職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設】に該当する無資格者は、保守サービスの実務経験を職業訓練時間1,400時間以上は2年以上、2,800時間以上は1年以上有すること。

(※1)「実務経験」とは、原則として「冷凍空調設備業」を行っている企業でかつ「高圧ガス販売」事業所において、業務用冷凍空調機器の施工、保守・メンテナンス業務の経験のこと。

(※2)「①冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者」について

- (1) RRC冷媒回収技術者の方で、登録証の紛失等で登録証の写しが添付できない場合は、「受講資格証明書」を発行します。JRECO(電話03-5733-5311)までご連絡下さい。
- (2) 受講申込み時点でRRC冷媒回収技術者の資格が失効している場合でも①と同等とみなし、受講することができます。その場合は、「失効している登録証の写し」または上記の「受講資格証明書」を添付して下さい。ただし、失効している場合の受講料は28,160円(税込み)となります。(本当に失効しているか、ご注意ください。ご不明な場合はJRECO(電話03-5733-5311)までご連絡下さい。)

### 3. 受講料

- 28,160円(税込み・教材費込み)
- 但し、資格有効のRRC冷媒回収技術者が受講する場合、21,890円(税込み・教材費込み)

### 4. お申し込み方法

- (一社)山梨県冷凍空調設備保安協会のホームページから「募集要綱(願書等)」をダウンロード  
(<https://www.findout.or.jp>)
- 申込みの詳細は「募集要綱」に記載されておりますので、必ずご確認のうえ、お申し込み下さい。
- ダウンロードができない方は、下記の申込用紙によりFAXにて「募集要綱」をお取り寄せ下さい。

### ◆問い合わせ先◆

(一社)山梨県冷凍空調設備保安協会  
〒406-0853 山梨県笛吹市境川町藤袋 6865  
電話 055-234-5917 FAX055-234-5918

「募集要綱」をダウンロードできない方は、こちらから「募集要綱」をお取り寄せ下さい。

(一社)山梨県冷凍空調設備保安協会 (Fax 055-234-5918)

### 第二種冷媒フロン類取扱技術者講習 募集要綱申込書

年 月 日

第二種冷媒フロン類取扱技術者講習の募集要綱(願書等の申込書)を下記へ送付して下さい。

送付先住所	(〒 )		
会社名			
担当部署・ 役職名	担当者名		
電 話	FAX		
必要部数	部	第1798回甲府会場	開催日：2026年7月4日(土)

本申込書に記載された事項は、募集要綱を送付するため以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。